

公共施設の使用料の見直し案について

令和3年12月

一 関 市

1 趣旨

市では、公共施設の使用料検証指針のもと、その都度見直しの検証をしてまいりましたが、平成 19 年 4 月のスポーツ施設の使用料改定、平成 21 年 4 月の集会施設等の使用料改定以降、据え置きとしてきました。

現在、第 4 次行政改革大綱とその実施計画である第 4 次集中改革プランの中で「受益者と税の負担の公平性を図りながら、使用料の見直しを行う。」など、使用料、手数料等の受益者負担について、適正な水準を確保することとしております。

また、市では多種多様な公共施設を設置し、市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんですが、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを図ろうとするものです。

2 基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則化

「受益者負担」とは、特定の利益を受ける者から、その受ける利益に応じて負担を求めるものであり、使用料は施設利用の対価として設定するものです。

公共サービスを提供するための経費は、市民の皆様からの「納税」という形で広く負担をいただいておりますが、施設の使用料については、「受益者負担」の原則に基づいて、利用する方から負担いただいております。

使用料は、施設の維持管理費に充てられるものですが、不足が生じた場合は税金で賄うこととなります。その不足分については、施設を利用するしないにかかわらず市民全体で負担することになり、市民負担の公平性を考えた場合、利用者（受益者）から適正な負担をしていただくことが必要と考えます。

(2) 使用料の設定

使用料の設定にあたっては、統一的な方法で算出した施設の維持管理費を明らかにし、市内外の類似施設と比較するなど、総合的に判断します。

現行の使用料では、利用形態及び面積が同じ貸室（会議室、体育館等）でもスポーツ施設と集会施設では使用料が異なる場合があります。類似施設において公平性のある使用料を設定するために、それらの統一を図ります。

(3) 減免規則等の見直し

平成 21 年 3 月に定めた公の施設の使用料の減免に関する規則及び公の施設の使用料等に関する取扱い基準については、施設の利用促進や各種団体活動への支援につな

がり、一定の効果をあげておりますが、施設によっては利用者が固定化している傾向もあり、その利用のほとんどが無料や減免となるようなことは、受益者負担の原則を損なうこととなります。よって、減免の規則等については、「特例的な措置」であることを基本とします。

なお、平成 21 年 4 月の施行以来、継続してきた「公の施設の使用料の減免に関する規則」の「経過措置（激変緩和措置）」※については、廃止することとします。

※「公の施設の使用料の減免に関する規則」の「経過措置（激変緩和措置）」

公の施設の使用料については、まちづくりや福祉、生涯学習活動などに対する「特例的な措置」として、真に必要な場合に限定し、全部又は一部を減免することとしております。

市町村合併後、地域ごとに取扱いが異なっていた減額免除（減免）の統一化を図るため、上記規則を平成 21 年 4 月に改定しました。従前の利用と同じ場合でも、見直しにより（全額免除）から有料（料金の発生）となる場合、利用者にとって急激な負担増となることから、経過措置として減免後の使用料の上限を 1 時間 200 円と決めました。（冷暖房料を含む）。

現行の使用料のまま、経過措置が廃止された場合、基本使用料が 1 時間 800 円で 50%減免が適用される場合、経過措置では上限 200 円でしたが、廃止後は 400 円となり、200 円の増となります。

（４）急激な負担増への配慮

使用料の改定や減免規則等の見直しにより、利用者にとって改定する使用料が急激な負担増となる場合は、県内他市とも比較し、県内他市の類似施設の使用料額を超えない額とします。

また、現行の使用料額において、類似する利用形態における異なる使用料額、上記（３）での「経過措置」の廃止による使用料額の激変等を解消するため、使用料の単位の基となる面積区分を見直します。

（５）無料施設の有料化

施設本来の設置目的に沿った利用の在り方、類似施設との均衡を図るため適切な受益者負担について検討しました。

（６）定期的な見直し

今後、維持管理経費の縮減に努め、社会情勢の変化やコストの推移を把握し、定期的に検証を行い、使用料の見直しを進めることとします。

3 使用料設定の考え方

(1) 使用料の算定根拠

使用料は、施設の維持管理経費又は減価償却費に充てられるべきものと解されていることから、今回の見直しでは維持管理経費を原価として、1㎡、1人あたり等の経費を基に使用料を算定しました。また、各施設の維持管理経費には差がありますが、利用目的や利用形態が同じ施設は合算して、その平均化を図ることにより同じ料金にすることとしました。

なお、原価計算が困難なもの、原価を基に算定することが適当でないものについては、県内他市の類似施設との均衡を図り設定することとしました。

(2) 原価（維持管理経費）の算出方法

平成 27 から 29 年度における施設を維持する経費に要した費用を次に表の項目により年度ごとに算出し、その平均額を原価としました。（(4)の★）

人件費	使用申請許可事務、保守契約事務その他維持管理に要する部分に限る。
管理費	光熱水費及び設備保守点検委託料など建物を物理的に維持するための費用
維持補修費	小修繕など通常、定期的な補修費

(3) 使用料の基本方式

使用料は、基本使用料と特別使用料に分類しました。

$$\text{使用料} = \text{基本使用料} + \text{特別使用料（冷暖房費、附属設備使用料）}$$

(4) 基本使用料

基本使用料の根拠となる原価は、原則として次のとおり算定しました。

①一定区画の原価（1時間あたり）

$$\begin{aligned} \text{一定区画の原価} &= \text{年間維持管理経費（原価）} \star \div \text{貸出対象総面積} \\ &\div \text{年間使用可能時間} \times \text{一定区画の面積} \end{aligned}$$

②個人利用施設の計算（1人あたり）

$$\text{1人あたりの原価} = \text{年間維持管理経費（原価）} \star \div \text{年間施設利用者目標数}$$

(5) 特別使用料

特別使用料は、使用料とは別に実費として設定しました。

(6) 使用料の設定単位

使用料は、原則として1時間または1人あたりとし、10円単位（端数四捨五入）で設定しました。

(7) 指定管理施設における利用料金の設定

指定管理者に管理を行わせる施設においては、利用料金は使用料の額の範囲内で、指定管理者が利用料金を定めるものとします。この場合、あらかじめ市長の承認が必要となります。

4 その他の使用料の取り扱い

(1) 児童、学生、団体利用等における割引

児童、学生の利用や団体利用等において割引使用料を設定する場合は、次の割引率を原則とし、施設の性質に応じて検討しました。

- ・ 未就学児……………50～100%
- ・ 小、中学生……………50%
- ・ 高校生……………0～50%
- ・ 団体、会員、回数券等…10～30%

(2) 市外の利用者及び営業等での利用における割増し

利用者が市外の場合や営業利用等において割増使用料を設定する場合は、下記を原則とし、施設の性質に応じて検討することとしました。

- ・ 市外の利用者……………通常使用料の2倍以内 →
- ・ 入場料を徴収する場合…通常使用料の2倍以内
- ・ 営利目的の場合……………通常使用料の10倍以内または売上額の10%程度

検討した結果、割増使用料の設定はしないこととしました。

5 改定実施時期（予定）

令和5年4月1日

6 資料

- (1) 貸室類型の一覧
- (2) 貸室類型ごとの使用料改定案
- (3) 施設ごとの使用料改定案